



ミャンマー ヤンゴン市職員が 練馬区の清掃リサイクル事業を学ぶ

事前のお知らせ

と き 平成27年2月24日(火) 午前7時30分～午後4時

ところ 練馬清掃事務所 (練馬区豊玉上2-22-15)

24日、ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市の職員7名が練馬区を訪れ、ごみの収集作業を視察するなど、区の清掃リサイクル事業を学ぶ。

これは東京都が実施する「ヤンゴン廃棄物処理共同検討プロジェクト」(JICA 草の根技術協力事業)の一環で、研修生は練馬区の事例を参考に、自国で使用する職員用マニュアルや住民啓発ツールの作成に取り組む。

練馬区は、使用済み食用油(廃食用油)のバイオディーゼル燃料等への資源化や小型家電の回収・有用金属の再資源化事業など、23区でも先進的な取り組みを行っている。首都東京の取り組みを学ぼうと、これまでも、バンコク環境局職員や、ロシア政府職員なども視察に訪れている。ヤンゴン市職員の受け入れは、平成25年度から継続して行われており、昨年10月には、講師として区職員をヤンゴン市に派遣している。



過去の視察の様子(平成26年9月)



過去の視察の様子(平成26年9月)

【視察の受け入れの経緯と目的】

(経緯)「アジア大都市ネットワーク21」の参加都市であるヤンゴン市と都環境局で協議し、循環型社会形成に向けた廃棄物処理・リサイクル分野における交流事業の実施が決定。このうち、資源・ごみ収集・運搬業務等について、都から練馬区に協力依頼があった。

(目的)ヤンゴン市の今後のごみの適正処理や資源のリサイクル施策の一助としてもらうこと。

【研修内容・タイムスケジュール(予定)】

今回の研修はヤンゴン市の希望により、収集・運搬、住民向け啓発ツール、職員向けマニュアルの3点について、練馬区の取り組みを紹介する。実際に使用している冊子などの啓発ツールを紹介し、啓発活動の事例、地域住民の協力の実例などについて視察を交えて説明する。研修生は、今回の講義、視察をもとに、後日、都庁において自国で使用する住民啓発ツールを作成する。

[午前] 収集前のミーティング・清掃車の出庫、収集現場の視察、清掃事務所の見学

[午後] 区の見学、環境学習、住民への周知、啓発方法など

【ヤンゴン市の現状】

収集したごみは中間処理(焼却・破碎など)をしておらず、計画的・体系的な廃棄物処理が行われているとは言い難いのが現状である。また、最終処分場ではごみの計量や浸出水処理、覆土等も行われておらず、ごみの適正処理やリサイクルのシステムづくりが課題となっている。

【問い合わせ】 環境部 清掃リサイクル課 清掃事業係 電話 03-5984-1059